

## 本校独自の奨学制度

### (1) 松徳特別奨学制度

#### ◇学業

- ・入学試験の学科試験の成績に応じて、A・B・Cのいずれかの特奨とする。ただし、不採用の場合もある。

#### ◇スポーツ・文化活動

- ・スポーツ活動または文化活動において、優秀な力を有し、かつ入学後も選手・部員として活動を続ける意志を持っている者。
- ・実績と技能、将来性などに応じてA・B・Cのいずれかの特奨とし、さらに増額もある。ただし、不採用の場合もある。
- ・希望する場合は、本校部活動顧問あるいは入試担当者に出願前に申し出ること。

#### ◇共通

- ・希望する場合は、「松徳特別奨学制度申込書」を提出すること。
- ・奨学金の返済の義務はない。

#### ◇特典内容

特典	内容
A特奨	特別奨学金月額15,000円支給
B特奨	特別奨学金月額10,000円支給
C特奨	特別奨学金月額 5,000円支給

※奨学金は、7月と11月の2回に分けて半年分ずつを支給する。

### (2) 学年学業奨励制度

- 1・2年生を対象に、松徳特別奨学生でない者で1年間の学業優秀者に、年度末に30,000円を支給する。

### (3) 兄弟姉妹奨学制度

- ・松徳学院中学校・高等学校に兄弟姉妹で在籍する場合は、二人目以降に月額10,000円を支給する。ただし、入学試験の学科試験の結果を参考にする。
- ・松徳特別奨学制度との併用はできない。また、学年学業奨励制度の対象にもならない。

### (4) 松徳育英奨励制度

入学後、経済的理由で就学困難な生徒を援助するために支給する。

## 私立中学校修学支援実証事業費補助金制度

#### ○支給対象

私立中学校に在学しており、生徒の保護者等の市町村民税所得割の当該年度の額（保護者等が2人以上いるときは、その全員の市町村民税所得割の額を合算した額）が102,300円未満（年収の目安：400万円未満）であること。

#### ○支給額

生徒1人あたり年間10万円

#### ○支給方法

学校が保護者等に代わって受領し、授業料等の学費と相殺する。（本校の場合、授業料の5か月分に充当することになります。充当の時期については、入学後にお知らせします。）